

# 運行管理業務の一元化の 運行管理者選任数に係る実証実験について

令和7年度 第1回「運行管理高度化ワーキンググループ」

## 【運行管理業務の一元化の概要】

- 届出を行うことにより事業者は、複数の営業所の運行管理業務を、集約営業所で一元管理することを可能とする。
- 運行管理業務の一元化は、事業の種別ごとに実施すること。
- 集約営業所に必要な運行管理者の選任数は、集約営業者が管理する事業用自動車の総数に加え、対象となる被集約営業所が管理する事業用自動車の総数を足し合わせた数に必要な人数とする。
- 被集約営業所に必要な運行管理者の選任数は、被集約営業所が管理する事業用自動車の台数に応じた人数とする。

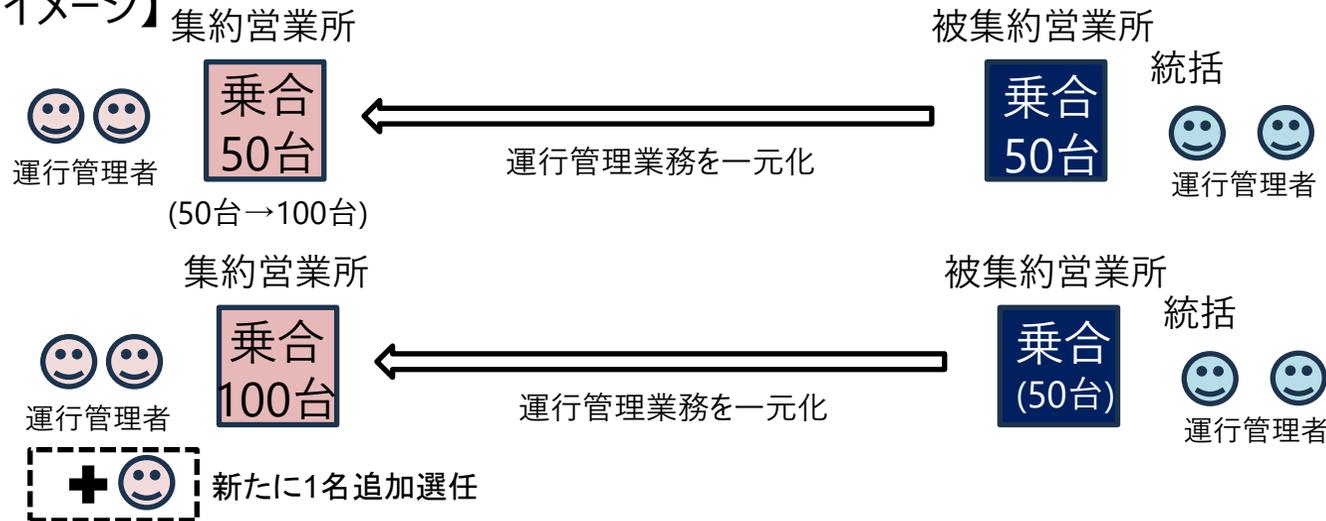
## 【選任数の現状】

運行管理業務を一元化し、効率化することで、運行管理者の業務負荷低減を狙っているが、本制度の活用で全体の運行管理者の選任数が増える。



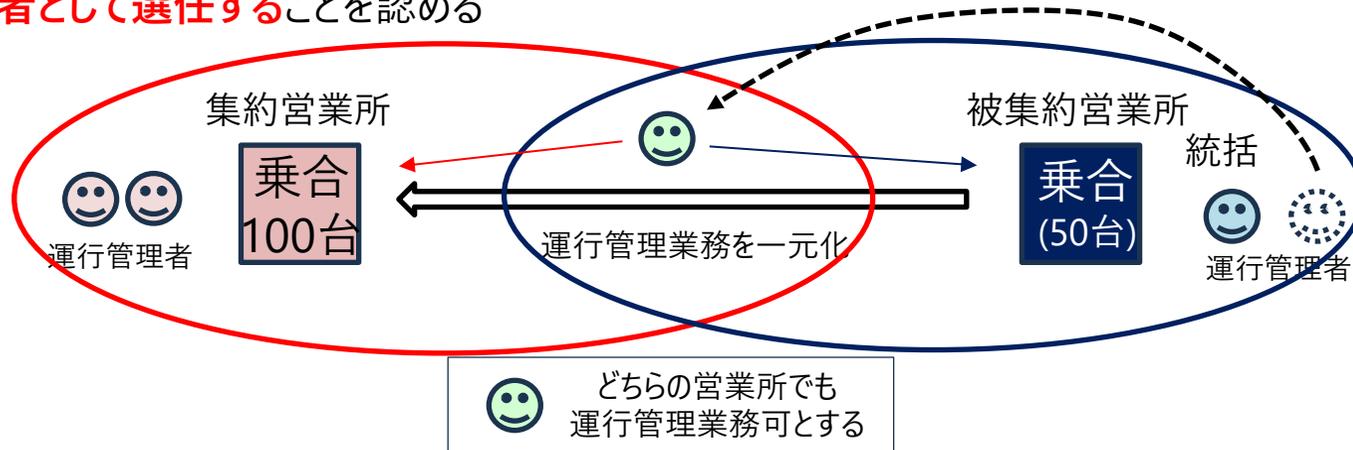
運行管理業務を一元化した場合においても運行管理業務の責任は被集約営業所の運行管理者に帰属すること、また、非常時には被集約側で運行管理業務を行うことを求めることから被集約営業所においても運行管理者の選任は必要。一方、通常時には人が余ることになり、非常時の体制を確保したうえで、被集約営業所の運行管理者を柔軟に配置ができるよう要望あり。

【実証実験案概要イメージ】



(実証Step1)

被集約営業所において選任された運行管理者のうち、**統括運行管理者以外の運行管理者を集約営業所でも運行管理者として選任すること**を認める



(実証Step2)

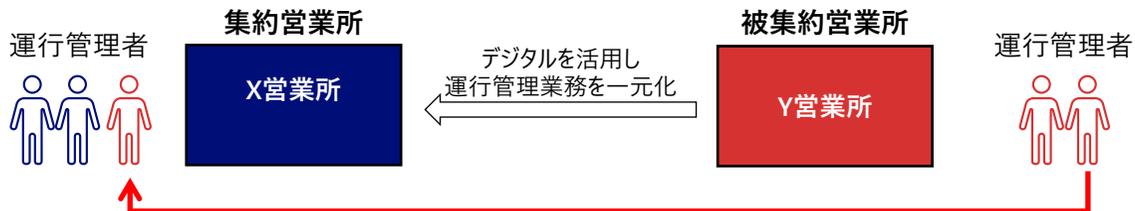
被集約営業所において選任された**全ての運行管理者を集約営業所においても運行管理者として選任**することを認める

- 実証実施にあたり、事業者のニーズを改めて確認したところ、被集約営業所の運行管理者を柔軟に配置できるようにすることで、選任数の緩和を図ると共に、運行管理業務の一元化制度の柔軟な運用のため、集約営業所の運行管理者が被集約営業所においても運行管理業務が実施できるよう要望があった。
- 被集約営業所の運行管理者のみが集約・被集約営業所で運行管理業務可能とすると、兼任される運行管理者のみに業務負担が集中する懸念があるため、集約営業所に選任されている運行管理者についても柔軟な配置ができるよう措置しながら検討を進める。

## 【事業者のニーズ】

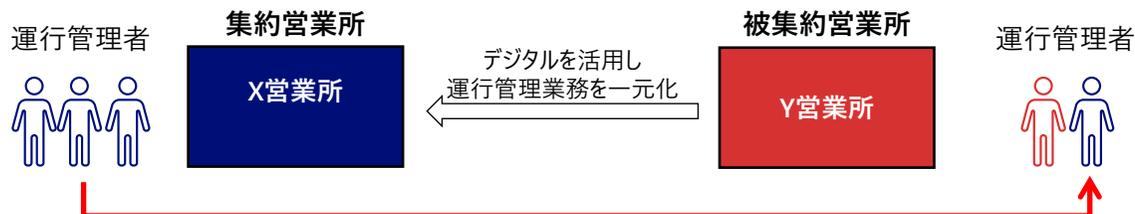
被集約営業所の運行管理者が集約営業所でも運行管理業務可能に

- ・運行管理業務を一元化し、被集約営業所の運行管理者に十分な業務量がないため、集約営業所の運行管理者の業務量の均質化を図るためにも有効
- ・被集約営業所の運行管理者が集約営業所で運行管理業務を行うことで、遠隔で行う運行指示等がより安全になる
- ・運行管理者の業務品質レベルの均質化が図れる



集約営業所の運行管理者が被集約営業所でも運行管理業務可能に

- ・集約営業所の運行管理者が指導監督等を被集約営業所にて実施可能であるが、現状被集約営業所で点呼が実施できない（集約営業所からの遠隔点呼のみ可能）
- ・集約営業所の運行管理者が何らかの理由で被集約営業所にいる場合、普段集約営業所で行っている運行管理業務ができないことは非効率



- 運行管理業務を一元化した際に、運行管理者の柔軟な配置を求める声をふまえ、本制度の活用を促し、限られた人的リソースの効率的な活用による運行管理者の負担軽減を図るため、①選任時の柔軟性、②運用時の柔軟性、を考慮して本制度活用時の特例を検討する。

## 運送事業者からの声

## 関係する現行制度の障壁の例

## 本制度活用時の特例

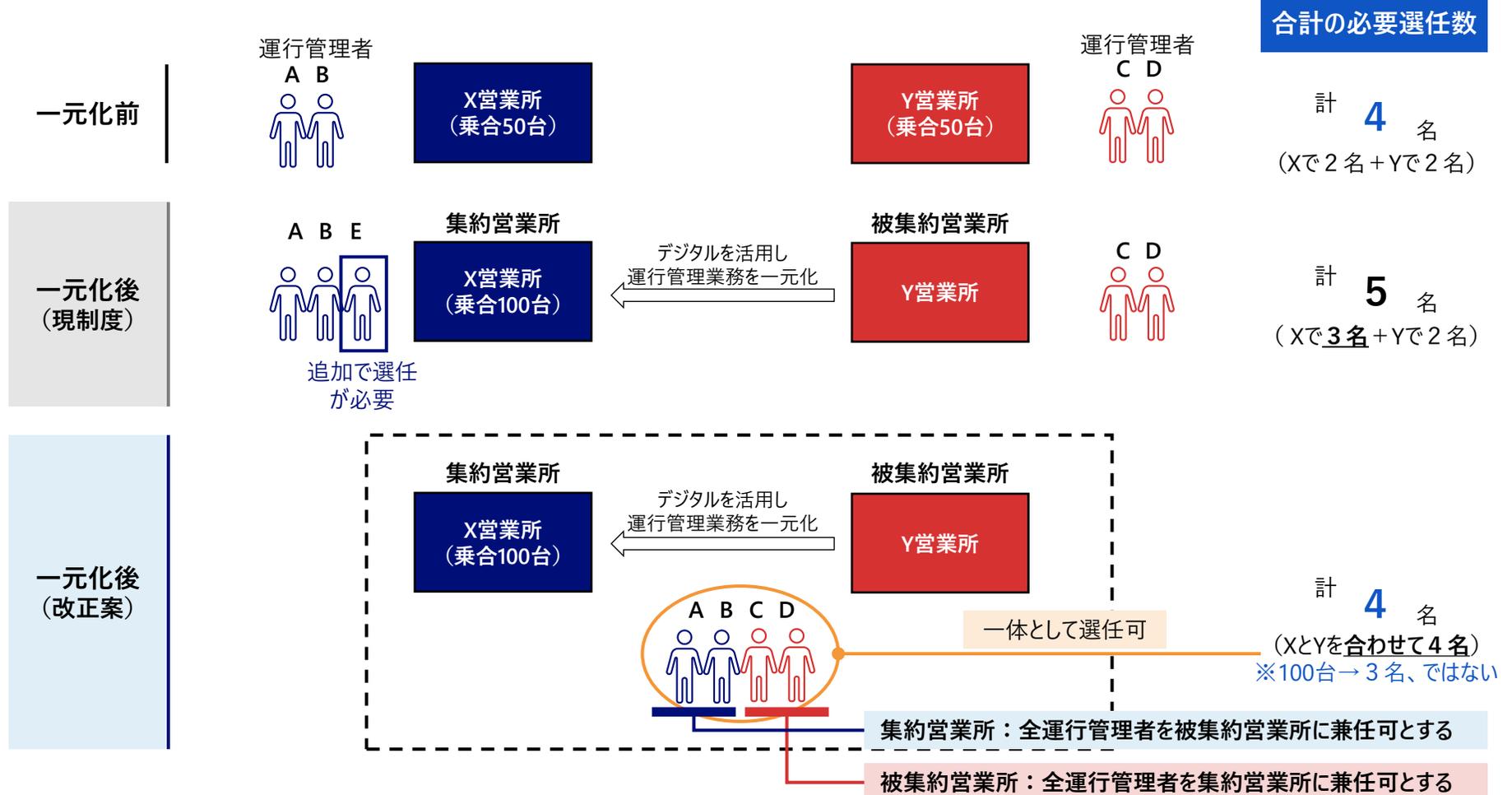
選任時の柔軟性	<ul style="list-style-type: none"> <li>一元化の活用前後を比較して、集約営業所と被集約営業所の必要選任人数の合計が増えないようにしたい</li> </ul>
運用時の柔軟性	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働時間の均質化のため、一元化により業務量が減少する被集約営業所の運行管理者を集約営業所に出勤させて業務をさせたい</li> <li>集約営業所の運行管理者に被集約営業所の実態を把握させるため、定期的に被集約営業所に出勤させて業務をさせたい</li> <li>指導・監督等の運行管理業務を行うために集約営業所の運行管理者が被集約営業所に出勤した際、点呼も実施させたい</li> <li>人によって運行管理業務ができる営業所の範囲に違いがある場合、制度として運用しづらく、運行管理業に混乱を招くおそれがある</li> </ul>

<p><b>同一運行管理者を複数の営業所に選任することは不可</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一元化されている場合は、被集約営業所の運行管理者が担う運行管理業務はほぼないにも関わらず、別の者を選任する必要がある</li> </ul> <p><b>所属営業所での点呼実施が原則</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集約営業所の運行管理者は、本来は被集約営業所の運行管理業務を全て実施できるにも関わらず、集約営業所以外の場所に出勤した場合に被集約営業所の運転者に対面点呼が実施できない</li> </ul>
---

<p><b>集約営業所及び被集約営業所の運行管理者の取扱い変更</b></p>
---

# 集約営業所及び被集約営業所の運行管理者の取扱い変更の素案

- 集約営業所と被集約営業所を一体とみなし、全運行管理者の相互の営業所での兼任を認めるよう変更する。
- この場合、非常時には各営業所で（被集約側においても）運行管理業務を行う必要があるため、各営業所には一元化前の車両台数に基づく選任が必要という点は維持する。



(各営業所の運行管理業務に責任を有する統括運行管理者は明確にしておく)

## 検討事項

集約営業所の全運行管理者を被集約営業所に兼任可とすることは適切か。運行の安全性が低下しないか。

### 論点 1

#### 実施する意義

運行管理者の業務負担軽減に繋がるか

運行管理者が運行管理業務以外の業務も担うケースが多く、現実的には所属する運行管理者の出勤が必要とされることがある。こうした中、兼任により、**車両台数が少なく運行管理者の選任人数が少ない被集約営業所においても、必要に応じて応援に行く等、柔軟な出勤シフトを組むことが可能となり、運行管理者の負担の均質化が狙える。**

### 論点 2

#### 安全性への影響

全員の兼任で安全性が低下しないか

一元化によって一体的に運営される2営業所の合計車両台数に応じた運行管理者数は確保されているため、**運行管理者の数という観点でも悪影響を及ぼすものではない**と考えられる。また、集約営業所の運行管理者が遠隔のみならず、対面で被集約営業所の運行管理業務を被集約営業所の運転者を実施する機会を設けることで、**遠隔で実施する運行管理業務の質が向上することも期待される。**

## 検討結果

運行管理業務を一元化している状況においては、安全性への悪影響も予見されず、運行管理者の負担軽減に繋がるうえ、運送事業者の要望も実現できることから、**実現に向けた取組を進める。**

集約営業所の運行管理者が被集約営業所にて一部勤務することを想定した場合、集約営業所における運行管理業務が、従前と同等の安全性を確保した状態で実施される体制については、省令で定められる運行管理者の選任数とは別に、十分な運行管理者または運行管理補助者を集約営業所に配置することを求める必要がある

## 検討事項

被集約営業所の全運行管理者を集約営業所に兼任可とすることは適切か。運行の安全性が低下しないか。

### 論点 1

#### 実施する意義

運行管理者の業務負担軽減に繋がるか

運行管理業務が集約営業所で実施される中、被集約営業所の運行管理者の業務量が減少している。こうした中、兼任により、被集約営業所の運行管理者を集約営業所に出勤させることが可能となり、**限られた人的リソースを効率的に活用**することができるようになる。

### 論点 2

#### 安全性への影響

全員の兼任で安全性が低下しないか

被集約営業所の運行管理者が集約営業所に出勤することで、営業所間の相互理解の向上が見込まれること、また、一元化によって一体的に運営される2営業所の合計車両台数に応じた運行管理者数は確保されているため、**運行管理者の数という観点でも悪影響を及ぼすものではない**と考えられる。



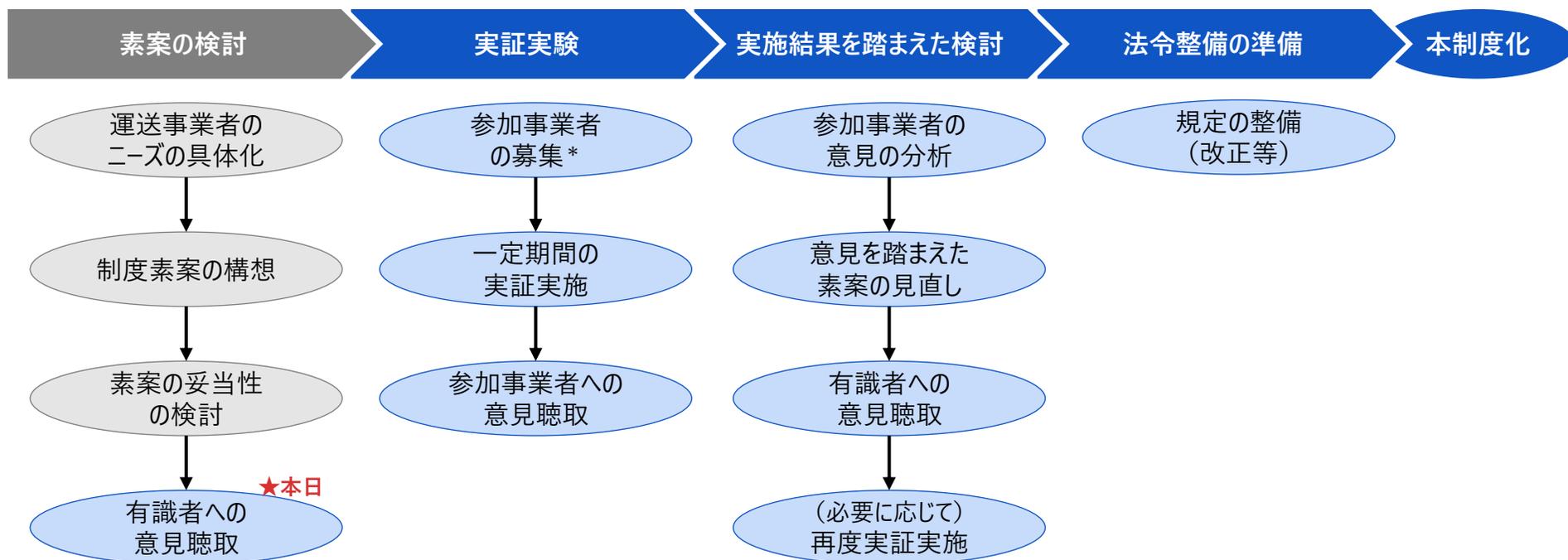
## 検討結果

運行管理業務を一元化している状況においては、安全性への悪影響も予見されず、運行管理者の負担軽減に繋がるうえ、運送事業者の要望も実現できることから、**実現に向けた取組を進める**。

被集約営業所における通信途絶等の異常時に、従前と同等の安全性を確保した被集約営業所での運行管理業務を実施するために、被集約営業所に運行管理者が不在の際には運行管理補助者を配置する等、必要な体制を求める必要がある

- 実運用上の課題の有無、運行管理者の勤務シフト等に支障が生じないことを確認するため、一定期間の実証実験を行うべく、所要の準備を行う。

## 本制度化までの流れイメージ



\*現在複数のバス事業者、タクシー事業者と実証実施に向けた調整を進めているところ

論点 運行管理業務の一元化の運行管理者選任数に係る実証実験について

運行管理業務の一元化を実施する場合の、集約営業所及び被集約営業所の運行管理者の取扱い変更の素案（集約営業所と被集約営業所の運管の兼任を認めること）は適切か

今後の進め方は適切か